沖縄防衛局達第２号

地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成２５年防衛省訓令第３２号）第１７４号第１項及び第２項、第１７５条第１項、第３２２条第２項の規定に基づき、沖縄防衛局の内部組織に関する規則（平成１９年沖縄防衛局達第２号）及び沖縄防衛局に置かれる防衛事務所の内部組織に関する達（平成２３年沖縄防衛局達第３号）の全部を改正するこの達を制定する。

令和５年３月３１日

沖縄防衛局長　小野　功雄

改正　令和５年８月１０日沖縄防衛局達第５号

沖縄防衛局の内部組織に関する達

沖縄防衛局の内部組織に関する達（平成１９年沖縄防衛局達第２号）及び沖縄防衛局におかれる防衛事務所の内部組織に関する達（平成２３年沖縄防衛局達第３号）の全部を改正する。

（係）

第１条　沖縄防衛局の各課、労務対策官及び報道室の下に、並びに課に置かれる室に置く係及びその係の所掌事務は、別表第１に掲げるとおりとする。

（課長補佐等）

第２条　沖縄防衛局の各課及び報道室に置く課長補佐及び室長補佐並びに課に置かれる室に置く室長補佐、その課長補佐及び室長補佐の職務は、別表第２に掲げるとおりとする。

（事務所の課）

第３条　沖縄防衛局に置かれる名護防衛事務所の各課の所掌事務は、別表第３に掲げるとおりとする。

（事務所の係）

第４条　沖縄防衛局に置かれる名護防衛事務所の係の所掌事務は、別表第４に掲げるとおりとする。

（事務所の課長補佐）

第５条　名護防衛事務所の各課に置かれる課長補佐の職務は別表第５に掲げるとおりとする。

（局長の指定事項）

第６条　地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成２５年防衛省訓令第３２号。（以下「訓令」という。）第１５７条第５項第２号に規定する沖縄防衛局長（以下「局長」という。）の指定する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）米軍再編に係る地元調整に関すること。

（２）ＳＡＣＯに係る地元調整に関すること。

２　地方防衛局組織規則（平成１９年防衛省令第１０号（以下「省令」という。））第３条第２項第２号の規定する局長の指定する事項は、駐留軍等労働者に関することとする。

３　訓令第２０９条第５項各号に掲げる事務に関し、名護防衛事務所がつかさどる事務として局長が指定する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、沖縄防衛局が行うものは除く。

（１）　土木一式又は建築一式工事については、予定価格が概ね３億円未満と見込まれるもの。

（２）　前号に掲げる工事以外の工事については、予定価格が概ね５千万円未満と見込まれるもの。

（３）　測量又は建設コンサルタント等業務については、予定価格が概ね１千万円未満と見込まれるもの。

（４）　建設工事に関連する役務等については、予定価格が概ね３億円未満と見込まれるもの。

附　則

（施行期日）

１　この達は、令和５年４月１日から施行する。

（所掌事務の特例）

２　企画部地方調整課企画係は、省令に規定する間、次の事務を所掌する。

（１）駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成１９年法律第６７号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第４条第１項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第５条第１項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。

（２）再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第７条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。

３　企画部地方調整課基地対策室基地対策第１から第４係は、省令に規定する間、次の事務を所掌する。

（１）沖縄県における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成７年法律第１０２号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。）第８条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第１９条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること（沖縄に関する特別行動委員会最終報告による返還等に係るものに限る。）。

（２）再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第８条に規定するものをいう。）の作成に関すること。

（３）再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

４　企画部施設対策計画課再編交付金係は、訓令に規定する間、次の事務を所掌する。

駐留軍再編特措法第６条の規定による再編交付金に関すること。

５　企画部連絡調整課は、省令に規定する間、次の事務を所掌する。

（１）駐留軍用地跡地利用特別措置法第１９条に規定する駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務（企画部地方調整課の所掌に属するものを除く。）。

６　管理部返還対策課返還措置第１から第４係は省令に規定する間、次の事務を所掌する。

駐留軍用地跡地利用特別措置法第８条第７項に関すること。（企画部周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

７　管理部返還対策課返還対策第１から第４係は、省令に規定する間、次の事務を所掌する。

（１）駐留軍用地跡地利用特別措置法第１０条による給付金及び第２９条の規定による特定給付金の支給に関すること。

（２）沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成２４年法律第１３号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第１０４条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

８　名護防衛事務所は、訓令に規定する間、次の事務を所掌する。

（１）駐留軍用地跡地利用特別措置法第８条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに駐留軍用地跡地利用特別措置法第１９条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。

（２）駐留軍用地跡地利用特熱措置法第１０条の規定による給付金並びに駐留軍用地跡地利用特別措置法第２９条の規定による特定給付金の支給をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。

（３）沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成２４年法律第１３号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第１０４条の規定による特定跡地給付金の支給をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。

附　則（令和５年８月１０日沖縄防衛局達第５号）

この達は、令和５年８月１３日から施行する。

別表第１　係及びその係の所掌事務（第１条関係）

課(室・官)	係	所　　掌　　事　　務
総　務　課	総　務　係	１　機密に関すること。 ２　沖縄防衛局の行政の考査に関すること。 ３　局議の招集及び記録に関すること。 ４　前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	企　画　係	１　沖縄防衛局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ２　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関すること（労務管理官の所掌に属するものを除く。)。 ３　沖縄防衛局の機構及び定員並びに運営についての企画及び立案に関すること。 ４　沖縄防衛局の事務能率の増進に関すること。 ５　沖縄防衛局達の審査に関すること。 ６　沖縄防衛局の所掌事務に係る統計の総括に関すること。 ７　書式の管理に関すること。 ８　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和２７年法律第１４０号。以下「駐留軍用地特措法」という。）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。 ９　沖縄防衛局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。 10　防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）に関すること。 11　沖縄防衛局における適格性の付与に関すること。 12　秘密の保全に関すること。
	文　書　係	１　局長、次長及び総務部長の官印並びに局印の保管に関すること。 ２　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 ３　電報の受信及び発信に関すること。 ４　公文書類の審査及び進達に関すること。 ５　図書類の収集整理及び利用に関すること。

		6　沖縄防衛局の保有する個人情報の保護に関すること(報道室の所掌に属するものを除く。)。
	人　事　係	1　沖縄防衛局の職員（以下「職員」という。）及び沖縄防衛局に勤務を命ぜられた自衛官（以下「派遣自衛官」という。）の服務及び規律に関すること。 2　職員の任用、補職、臨時的任用及び出向に関すること。 3　職員の試験及び選考に関すること。 4　派遣自衛官の補職に関すること。 5　職員の失職及び退職並びに分限免職に関すること。 6　職員の休職及び復職に関すること。 7　職員の懲戒に関すること。 8　派遣自衛官の免職及び降任以外の懲戒に関すること。 9　職員の初任給の決定並びに昇給及び昇任に関すること。 10　前号に掲げるもののほか、職員及び派遣自衛官の給与に関すること。 11　人事記録に関すること。 12　職員及び派遣自衛官の勤務評定に関すること。 13　職員及び派遣自衛官の教育訓練に関すること。 14　職員の退職手当及び恩給に関する連絡事務に関すること。 15　礼式、表彰及び服制に関すること。
	厚　生　係	1　職員及び派遣自衛官の福利厚生に関すること。 2　職員及び派遣自衛官の保健衛生に関すること。 3　職員及び派遣自衛官の安全保持に関すること。 4　職員及び派遣自衛官の公務災害補償に関すること。 5　防衛省共済組合沖縄防衛局支部に関すること（課長の指定する事務に限る。)。
	共　済　係	防衛省共済組合沖縄防衛局支部に関すること。 （厚生係の所掌に属するものを除く。）
会　計　課	総　務　係	1　会計課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2　沖縄防衛局の所掌に係る経費（以下「経費」という。）及び収入の予算に関すること。 3　出納官吏並びに支出負担行為担当官、官署支出官及び資金前渡官吏に係る事務の一部を処理する職員その他会計事務担当職員の任免に関すること。 4　支出負担行為の確認及び支出負担行為差引簿の登記に

		関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、会計課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	会　計　係	1　資金前渡に関すること。 2　職員及び派遣自衛官の旅費の支給に関すること。 3　経費による契約の締結に関すること（庁費（契約課の所掌に係るものを除く。）及び福利費に係るものに限る。）。 4　中小企業者の受注の機会を確保するための措置に関すること。 5　沖縄防衛局の所掌に係る収入（以下「収入」という。）の原因となる契約の締結に関すること（業務課の所掌に属するものを除く。）。 6　（項）地方防衛局（目）宿舎特別借上費に係る契約の締結に関すること。
	資　金　係	1　駐留軍等労働者の給与等の支給に関すること。 2　資金前渡官吏及び特別調達資金出納官吏の事務に関すること（会計係の所掌に属するものを除く。）。 3　職員及び派遣自衛官の給与の支給に関すること。 4　職員の退職手当の支給に関すること。
	管　理　係	1　沖縄防衛局所属の物品の取得及び管理に関すること（業務課の所掌に属するものを除く。）。 2　沖縄防衛局の庁舎（以下「庁舎」という。）及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産の管理に関すること。 3　庁舎及び職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）の宿舎の維持運営に関すること。 4　庁内の取締りに関すること。 5　庁舎及び職員の宿舎に係る国有資産等所在市町村交付金法（昭和３１年法律第８２号）第２条第１項に規定する国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」という。）に関する事務に関すること。
	決　算　係	1　経費及び収入の決算に関すること。 2　経費の繰越に関すること。 3　支出決定簿の登記に関すること。
	出　納　係	1　経費の支払に関すること。

		2　歳入歳出外現金の出納保管に関すること。 3　前渡資金の出納保管に関すること。 4　歳入徴収官事務及び徴収簿の登記に関すること。 5　債権の管理に関すること。 6　有価証券取扱主任官の取り扱う有価証券に関すること。
	審　査　係	経費の支出負担行為に関する審査に関すること。
契　約　課	契　　約 第　1　係	建設工事等に伴う契約に関すること。
	契　　約 第　2　係	契約第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
	契　　約 第　3　係	契約第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
	契約審査 第　1　係	1　建設工事等の業者登録に関すること。 2　建設工事等に係る契約審査に関すること。
	契約審査 第　2　係	建設工事等に係る契約審査に関すること（課長の指定する事項に限る）。
	契約審査 第　3　係	1　契約課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2　建設工事等に係る契約審査に関すること（課長の指定する事項に限る）。 3　前各号に掲げるもののほか、契約課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
報　道　室	報　　道 渉　外　係	1　沖縄防衛局の所掌事務に関する広報並びにこれに関する資料の収集整理及び編集に関すること。 2　渉外に関すること。
	審　査　係	1　沖縄防衛局の所掌事務に係る行政相談に関すること。 2　沖縄防衛局の保有する情報の公開に関すること。 3　沖縄防衛局の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
地方調整課	総　務　係	1　企画部長の官印の保管に関すること。 2　企画部の公文書類の接受に関すること。

		３　企画部の人事の内申に関すること。 ４　企画部の庁用品の供用に関すること。 ５　企画部の所掌事務に係る経費のうち、職員の経費に関する資料の取りまとめに関すること。 ６　前各号に掲げるもののほか、地方調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	予算統計係	企画部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること（総務係及び施設対策計画課の所掌に属する事務を除く。）。
	企　画　係	１　企画部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。 ２　企画部の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ３　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和４９年法律第１０１号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第９条第１項の規定による特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に関すること。 ４　防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号。以下「法」という。）第４条第１号から第３号まで、第６号、第９号、第１２号から第１４号まで及び第１９号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（基地対策室及び地方協力確保室並びに連絡調整課の所掌に属するものを除く。）。 ５　企画部の所掌事務に関する訴訟に関する資料の収集整理に関すること。 ６　米軍属の適格性確認に関する事務
基地対策室	基地対策第１係	１　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。 ２　法第４条第１２号及び第１９号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（局長の指定する事項に限る。）。 ３　法第４条第１号から第３号まで、第６号、第９号、第１３号及び第１４号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関すること。

	基地対策第２係	基地対策第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する地域に限る。）
	基地対策第３係	基地対策第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する地域に限る。）
	基地対策第４係	基地対策第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する地域に限る。）
地方協力確保室	企画調整第１係	１　沖縄防衛局の所掌事務のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第１条に規定する武力攻撃事態等において実施するものに関する総合的な推進に関すること（室長の指定する事務に限る。）。 ２　法第４条第１号から第３号まで、第６号、第９号、第１２号から第１４号まで及び第１９号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に係る政策広報に関すること（室長の指定する事務に限る。）。 ３　地方公共団体及び地域住民の理解及び協力確保のための施策の実施に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第５５号）第４条及び第５条第２項に係る取りまとめに関すること。
	企画調整第２係	企画調整第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する地域に限る。）
環境対策室	環境対策係	１　防衛施設の設置又は運用により生ずる環境問題についての調査・研究、当該問題に対する施策の企画・立案に関すること。 ２　防衛施設・その周辺地域における環境の保全についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡・交渉、それらの間の意見の調整に関すること。 ３　環境の保全に関する技術に係る事項・諸制度についての調査・研究に関すること。
連絡調整課	連絡調整第１係	１　連絡調整課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　自衛隊の施設の取得に関する事務及び自衛隊の施設の使用条件についての利害関係人又は関係行政機関との連

		絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。 ３　駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務について駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。 ４　前各号に掲げるもののほか、連絡調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （課長の指定する地域に限る。）
	連絡調整第２係	連絡調整第１係の所掌事務（第１号及び第５号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	連絡調整第３係	連絡調整第１係の所掌事務（第１号及び第５号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	連絡調整第４係	連絡調整第１係の所掌事務（第１号及び第５号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	連絡調整第５係	連絡調整第１係の所掌事務（第１号及び第５号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
移設整備課	移設整備第１係	１　移設整備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　駐留軍に提供している施設及び区域の返還に関連して駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な調査に関すること（「沖縄に関する特別行動委員会最終報告」（１９９６年１２月２日に東京で日米両国政府により合意されたものをいう。）及び「再編実施のための日米のロードマップ」（２００６年５月１日にワシントンで日米両国政府により承認されたものをいう。）により報告された普天間飛行場その他の施設及び区域の返還等。）。 ３　前各号に掲げるもののほか、移設整備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （課長の指定するもの及び地域に限る。）

	移設整備第２係	移設整備第１係の所掌事務に同じ （課長の指定するもの及び地域に限る。）
	移設整備第３係	移設整備第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	移設整備第４係	移設整備第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	移設整備第５係	移設整備第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	移設整備第６係	移設整備第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	施設整備係	１　移設整備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること（課長の指定するものに限る。）。 ２　駐留軍に提供している施設及び区域内に新たに施設及び区域となる建物その他工作物を建設するための計画に伴う必要な調査に関すること。 ３　駐留軍に提供している施設及び区域にある建物その他工作物の改築、改修等を行うための計画に伴う必要な調査に関すること。 ４　駐留軍に提供している施設及び区域の返還に関連して当該施設及び区域を移設することに関する計画に伴う必要な調査に関すること（移設整備第１係、移設整備第２係、移設整備第３係、移設整備第４係及び移設整備第５係の所掌に属するものを除く。）。
施設対策計画課	計画調整係	１　施設対策計画課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　防衛施設周辺環境整備法第３条から第５条まで、第８条及び第９条第２項の規定による措置並びに第６条第１項の規定による指定その他自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周

		辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置（以下「防衛施設周辺対策事業」という。）に関する計画についての調整に関すること。 ３　防衛施設周辺対策事業の実施についての調整に関すること。 ４　防衛施設周辺対策事業についての資料の収集整理に関すること。 ５　防衛施設周辺対策事業についての経費に関する資料の取りまとめに関すること（地方調整課の所掌に属するものを除く。）。 ６　防衛施設周辺対策事業の実施についての統計に関すること。 ７　前各号に掲げるもののほか、施設対策計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	事業対策第１係	１　駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費に係る事務に関すること。 ２　沖縄北部特別振興対策事業費補助金交付要綱（平成１９年防衛省訓令第１１４号）に係る事務に関すること。 ３　第１号及び第２号についての資料の収集整理に関すること。 ４　第１号及び第２号についての経費に関する資料の取りまとめに関すること。 ５　第１号及び第２号についての統計に関すること。 ６　再編関連特別地域支援事業補助金交付要綱（平成２７年防衛省訓令第５０号）に係る事務に関すること。 ７　再編推進事業補助金交付要綱（平成２９年防衛省訓令第３３号）に係る事務に関すること。 （第３号、第４号及び第５号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）
	事業対策第２係	事業対策第１係の所掌事務（第３号、第４号及び第５号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	調整交付金係	１　防衛施設周辺環境整備法第９条第２項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。 ２　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域

		の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。 ３　第１号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 （課長の指定する地域に限る。）
	再　　編交付金係	附則第４条のとおり
周辺環境整備課	施設対策第１係	１　周辺環境整備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱（平成１９年防衛省訓令第１２８号）に係る事務に関すること及び防衛施設周辺環境整備法第８条の規定による民生安定施設の助成に関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属するものを除く。）。 ３　防衛施設周辺環境整備法第３条第１項の規定による障害防止工事の助成及び防衛施設周辺環境整備法第８条の規定による民生安定施設の助成並びに自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、施設周辺整備統合事業費補助金に係るものに関すること。 ４　前２号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること（障害防止第１係、障害防止第２係、道路係、施設対策計画課、防音対策課及び住宅防音課の所掌に属するものを除く。）。 ５　第２号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 ６　前各号に掲げるもののほか、周辺環境整備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第６号に掲げる事務を除き、課長の指定する

		地域に限る。）
	施設対策第２係	施設対策第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	施設対策第３係	施設対策第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	障害防止係	１　防衛施設周辺環境整備法第３条第１項の規定による障害防止工事の助成に関すること（道路係の所掌に属するものを除く。）。 ２　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。 ３　第１号の助成又は前号の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 ４　防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱（平成１９年防衛省訓令第１２８号）に係る事務に関すること。 （課長の指定する地域に限る。）
	道路係	１　防衛施設周辺環境整備法第３条第１項の規定による障害防止工事の助成のうち、道路（農業用施設及び林業用施設であるものを含む。以下次号において同じ。）に係るものに関すること。 ２　防衛施設周辺環境整備法第８条の規定による民生安定施設の助成のうち、道路に係るものに関すること。 ３　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに当該施設又は施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。 ４　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の

		使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、第１号又は第２号の措置に準ずるものに関すること。 ５　第１号の助成に係る者、第２号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 ６　駐留軍用地跡地利用特別措置法第８条第７項の規定による措置のうち、道路に係るものに関すること。 ７　防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱（平成１９年防衛省訓令第１２８号）に係る事務に関すること。 （課長の指定する地域に限る。）
防音対策課	防音第１係	１　防音対策課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　防衛施設周辺環境整備法第３条第２項の規定による障害防止工事の助成に関すること。 ３　防衛施設周辺環境整備法第８条の規定による民生安定施設の助成のうち、音響による障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものに関すること。 ４　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するするため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、第２号及び前号の措置に準ずるものに関すること。 ５　第２号の助成に係る者、第３号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。 ６　前各号に掲げるもののほか、防音対策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第６号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）
	防音第２係	防音第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）

	防音第３係	防音第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
住宅防音課	業務委託企画係	１　防衛施設周辺環境整備法第４条の規定による第１種区域の指定、同法第５条第１項の規定による第２種区域の指定及び同法第６条第１項の規定による第３種区域の指定に関すること。 ２　防衛施設周辺環境整備法第４条の規定による住宅の防音工事の助成に関すること。 ３　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。 （課長の指定する地域に限る）
	住宅防音第１係	１　住宅防音課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　業務委託企画係の所掌事務に同じ。（課長の指定する地域に限る。） ３　前各号に掲げるもののほか、住宅防音課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	住宅防音第２係	業務委託企画係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	住宅防音第３係	業務委託企画係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	住宅防音第４係	業務委託企画係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	住宅防音第５係	業務委託企画係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	住宅防音第６係	業務委託企画係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	移転措置係	１　防衛施設周辺環境整備法第５条第１項の規定による移

		転等の補償、同条第２項の規定による土地の買入れ及び同条第３項の規定による公共施設の整備の助成に関すること。 ２　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。
調達計画課	総　務　係	１　調達部長の官印の保管に関すること。 ２　調達部の公文書類の接受に関すること。 ３　調達部の人事の内申に関すること。 ４　調達部の庁用品の供用に関すること。 ５　調達部の所掌事務に関する経費に関する資料の取りまとめに関すること（計画調整第１係、計画調整第２係、計画調整第３係の所掌に属するものを除く。）。 ６　前各号に掲げるもののほか、調達計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	企　画　係	１　調達部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。 ２　調達部の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ３　建設工事費の予定価格の作成に関すること。 ４　建設工事に関する統計に関すること。 ５　調達部の所掌事務に関する争訴に関すること。 ６　調達品及びこれに関する役務に係る検査に関すること。
	総合企画係	１　建設工事に係る事業計画の作成及び進捗状況に関すること。 ２　建設工事に係る対外対応に関すること。 ３　建設工事に係る米軍及び関係機関との調整に関すること。
	計画調整第１係	１　建設工事の実施の計画に関すること。 ２　建設工事の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関すること。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整	計画調整第１係の所掌事務に同じ。

	第　２　係	（課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第　３　係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第　４　係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第　５　係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第　６　係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第　７　係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第　８　係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第　９　係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第１０係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第１１係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	計画調整 第１２係	計画調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	安全対策 第　１　係	１　建設工事の工事用地等の確保の安全対策に関すること ２　建設工事に係る米軍・関係機関との調整に関すること
	安全対策 第　２　係	安全対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	調　　整 第　１　係	建設工事の工事用地等の確保の広報に関すること。

	調整第２係	調整第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	調整第３係	調整対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	調整第４係	調整対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	調整第５係	安全対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
事業監理課	施設情報管理係	１　事業監理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　自衛隊の施設の保全に関する情報の管理に関すること。 ３　前各号に掲げるもののほか、事業監理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	事業監理第１係	１　建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整に関すること。 ２　建設工事の検査に関すること。 （課長の指定する事項に限る。）
	事業監理第２係	事業監理第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
	事業監理第３係	事業監理第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
	事業監理第４係	事業監理第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
	事業監理第５係	事業監理第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する事項に限る。）
建築課	建築第１係	１　建築課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　建築工事費の積算に関すること。 ３　建築工事の設計に関すること。 ４　建築工事の施工の促進及び監督に関すること。

		５　建築工事に関する調査及び研究に関すること。 ６　前各号に掲げるもののほか、建築課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第６号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）
	建築第２係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	建築第３係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	建築第４係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	建築第５係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	建築第６係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	建築第７係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	建築第８係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	建築第９係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	建築第１０係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。

		（課長の指定する地域に限る。）
	建築第１１係	建築第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
土　木　課	土木第１係	１　土木課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　土木工事費の積算に関すること。 ３　土木工事の設計に関すること。 ４　土木工事の施工の促進及び監督に関すること。 ５　土木工事に関する調査及び研究に関すること。 ６　前各号に掲げるもののほか、土木課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第６号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）
	土木第２係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第３係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第４係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第５係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第６係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第７係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）

	土木第８係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第９係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第１０係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第１１係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第１２係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第１３係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	土木第１４係	土木第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
設　備　課	設備第１係	１　設備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　設備工事費の積算に関すること。 ３　設備工事の設計に関すること。 ４　設備工事の施工の促進及び監督に関すること。 ５　設備工事に関する調査及び研究に関すること。 ６　前各号に掲げるもののほか、設備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （第１号及び第６号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）
	設備第２係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。

		（課長の指定する地域に限る。）
	設備第３係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第４係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第５係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第６係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第７係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第８係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第９係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第１０係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第１１係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第１２係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。

		（課長の指定する地域に限る。）
	設備第１３係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第１４係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第１５係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第１６係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第１７係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第１８係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第１９係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第２０係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第２１係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）

	設備第２２係	設備第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
業　務　課	総　務　係	１　管理部長の官印の保管に関すること。 ２　管理部の公文書類の接受に関すること。 ３　管理部の人事の内申に関すること。 ４　管理部の庁用品の供用に関すること。 ５　管理部の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ６　管理部の所掌事務に関する資料の収集整理並びに調査及び統計に関すること。 ７　管理部の所掌事務に関する不服の申出の処理に関すること。 ８　沖縄防衛施設地方審議会の庶務に関すること。 ９　前各号に掲げるもののほか、業務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	予算・企画 調　整　係	１　管理部の所掌事務に関する総合的な企画立案に関すること。 ２　管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ３　管理部の所掌事務に関する経費に関する資料の取りまとめに関すること。 ４　自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域に関する統計に関すること。
	渉　外　係	１　業務課の所掌事務に関する渉外事務に関すること（総務係の所掌に属するものを除く。）。 ２　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第１８条第５項（ｇ）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償や請求についてのあっせんその他必要な援助に関すること。 ３　地方防衛局組織規則（平成１９年防衛省令第１０号）第７条第６号の規定に基づく特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。
	業　務　係	１　自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

		２　駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。 ３　駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する調査並びに当該調達についての協力に関すること。 ４　駐留軍による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。
	事故補償第１係	１　合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和３７年総理府令第４２号）の規定に基づく賠償金、補償金及び見舞金の支給に関すること。 ２　駐留軍等の航空機事故等に起因する捜索救難作業等のために提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関すること。 ３　日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和２９年総理府令第６１号）の規定に基づく補償金、慰謝料又は見舞金の支給に関すること。 ４　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和３６年法律第２１５号）の規定に基づく給付金の支給に関すること。 ５　沖縄防衛局の職員の行為又は施設に係る損害賠償に関すること。 ６　地方防衛局組織規則（平成１９年防衛省令第１０号）第７条第６号の規定に基づく協定の実施に係る請求の処理に関すること。 （第４号及び第５号に掲げる事務を除き、課長の指定する地域に限る。）
	事故補償第２係	事故補償第１係の所掌事務（第４号及び第５号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	事故補償第３係	事故補償第１係の所掌事務（第４号及び第５号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
施設補償課	中間補償係	１　施設補償課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留

		軍に提供した施設及び区域について生じた損失の補償のうち、使用期間中に行うものに関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。 ３　前各号に掲げるもののほか、施設補償課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	特別補償係	１　防衛施設周辺環境整備法第１３条第１項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和２８年法律第２４６号。第１条第１項の規定による損失の補償に関すること。 ２　武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成１６年法律第１１３号）第１４条第１項の規定による損失の補償に関すること。
	漁業補償第１係	１　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０５条第１項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和２７年法律第２４３号）第１条の規定による漁船の操業制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。 ２　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。 （課長の指定する地域に限る。）
	漁業補償第２係	漁業補償第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
施設管理課	行政財産管理第１係	１　施設管理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産（以下「施設周辺行政財産」という。）の管理に関すること（土木課の所掌に属するものを除く。）。 ３　施設周辺行政財産に係る交付金に関する事務に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。

		4　防衛施設周辺環境整備法第６条の規定による緑地帯の整備に関すること（住宅防音課の所掌に属するものを除く。）。 5　防衛施設周辺環境整備法第７条の規定による措置に関すること。 6　前２号に掲げるもののほか、施設周辺行政財産の管理のうち緑地帯の整備に関すること（土木課の所掌に属するものを除く。）。 7　前各号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	行政財産管理第２係	1　自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産（庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産を除く。）の管理に関すること。 2　自衛隊の施設に供される民公有の不動産の管理に関すること。 3　自衛隊の施設の権利者への返還に関すること。 4　自衛隊の施設に係る交付金に関する事務に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。 5　他の各省各庁の長の所管する国有財産を自衛隊が使用することに関すること。 （課長の指定する事務に限る。）
	提供管理第１係	1　駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定後、駐留軍の使用に供されるまでの間における利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉に関すること。 2　土地等調書の作成に関すること。 3　駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する調査（駐留軍との共同調査を含む。）及び記録に関すること（第８号に掲げるもの及び国有財産台帳係の所掌に属するものを除く。）。 4　駐留軍の使用に供する施設及び区域の駐留軍への引渡しに関すること（国有財産台帳係の所掌に属するものを除く。）。 5　駐留軍の使用に供する施設及び区域を他の者に使用させることに関すること。 6　駐留軍の使用に供する普通財産で国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第８条第１項ただし書きの規定に該当するものの管理に関すること。 7　駐留軍の使用に供する国有財産について使用の承認を

		受けること及び当該使用の承認を受けた国有財産の管理に関すること（第６号に掲げるものを除く。）。 ８　駐留軍の使用に供した民公有地上に所在する国有財産の利用あっせんに関すること。 （課長の指定する地域に限る。）
	提供管理第２係	提供管理第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	提供管理第３係	１　提供管理第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。） ２　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域内における緑地帯の整備に関すること。
	国有財産台帳係	駐留軍の使用に供する国有財産に関する調査（駐留軍との共同調査を含む。）、記録及び報告並びに同財産の駐留軍への引渡しに関すること。
施設企画室	施設企画第１係	１　自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。（室長が指定する地域に限る。） ２　駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。（室長が指定する地域に限る。） ３　前二号の諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。（室長が指定する地域に限る。）
	施設企画第２係	施設企画第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する地域に限る。）
施設取得第１課	賃借契約第１係	１　施設取得第１課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借又は使用貸借に関すること（課長の指定する地域に限る。）。 ３　前各号に掲げるもののほか、施設取得第１課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	賃借契約	賃借契約第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げる

	第　２　係	事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	賃借契約 第　３　係	賃借契約第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
用地調整室	用地調整 第　１　係	駐留軍用地特措法その他の法律の規定による土地等の使用及び収用に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
	用地調整 第　２　係	用地調整第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する地域に限る。）
	用地調整 第　３　係	用地調整第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する地域に限る。）
施設取得 第　２　課	賃借契約 第　１　係	１　施設取得第２課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借又は使用貸借に関すること（課長の指定する地域に限る。）。 ３　前各号に掲げるもののほか、施設取得第２課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	賃借契約 第　２　係	賃借契約第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	賃借契約 第　３　係	賃借契約第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	賃借契約 第　４　係	賃借契約第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	賃借契約 第　５　係	賃借契約第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）

施設取得第３課	賃借契約第１係	１　施設取得第３課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借又は使用貸借に関すること（課長の指定する地域に限る。）。 ３　前各号に掲げるもののほか、施設取得第３課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	賃借契約第２係	賃借契約第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	賃借契約第３係	賃借契約第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	賃借契約第４係	賃借契約第１係の所掌事務（第１号及び第３号に掲げるものを除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
取得補償室	取得第１係	１　自衛隊又は駐留軍の使用前に自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域を測量し、及び調査する場合における補償に関すること。 ２　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う移転料等の支払（支払に代わる工事を含む。）に関すること。 ３　前２号に掲げるもののほか、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う必要な措置に関すること（施設取得第１課、施設取得第２課、施設取得第３課賃借契約第１～第４係、施設補償第１課及び周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。 ４　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入に関すること。 （室長の指定する地域に限る。） ５　沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和５２年法律第４０号）による駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化に関すること。

		６　駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における補償に関すること。
	取得第２係	取得第１係の所掌事務に同じ。 （室長の指定する地域に限る。）
返還対策課	返還対策第１係	１　返還対策課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 ２　駐留軍に提供した施設・区域の権利者への返還に関すること。 （課長の指定する地域に限る。） ３　自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設・区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償・原状回復に関すること（周辺環境整備課所掌を除く。）。 （課長の指定する地域に限る。） ４　課の事務で他の所掌に属しないもの。
	返還対策第２係	返還対策第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	返還対策第３係	返還対策第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	返還対策第４係	返還対策第１係の所掌事務（第１号及び第６号に掲げる事務を除く。）に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	返還措置第１係	取りこわし条件付売払いに関すること（当該普通財産のある土地の返還後における当該土地の権利者の使用不能に対する補償を含む。）。 （課長の指定する地域に限る。）
	返還措置第２係	返還措置第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
	返還措置第３係	返還措置第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）

	返還措置第４係	返還措置第１係の所掌事務に同じ。 （課長の指定する地域に限る。）
労務対策官	労務対策係	１　駐留軍等労働者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること（労務対策官の指定する地域に限る。）。 ２　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和３３年法律第１５８号）の規定による特別給付金に関すること。 ３　自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関すること（局長の指定するものに関すること。）。 ４　前号に掲げるもののほか、労務管理官の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

別表第２　課（室）長補佐及びその課（室）長補佐の職務（第２条関係）

課（室）	区　　分	職　　務
総　務　課	課長補佐（総括担当）	命を受けて、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
	課長補佐（総務担当）	命を受けて、総務係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（企画、文書担当）	命を受けて、企画係長及び文書係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（人事、厚生、共済担当）	命を受けて、人事係長、厚生係長及び共済係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（人事、厚生、共済担当）	命を受けて、人事係長、厚生係長及び共済係長を指揮監督し、その事務を整理する。
会　計　課	課長補佐（総括担当）	命を受けて、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
	課長補佐（総務、会計、資金、管理担当）	命を受けて、総務係長、会計係長、資金係長及び管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（決算、出納、審査担当）	命を受けて、決算係長、出納係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
契　約　課	課長補佐	命を受けて、契約第１係長、契約第２係長、契約第３係長、契約審査第１係長、契約審査第２係長及び契約審査第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
報　道　室	室長補佐	命を受けて、報道渉外係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。

地方調整課	課長補佐（総務、予算統計担当）	命を受けて、総務係長及び予算統計係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（企画担当）	命を受けて、企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
基地対策室	室長補佐（基地対策第１担当）	命を受けて、基地対策第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（基地対策第２・第３担当）	命を受けて、基地対策第２係長及び基地対策第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（基地対策第４担当）	命を受けて、基地対策第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方協力確保室	室長補佐（企画調整第１担当）	命を受けて、企画調整第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（企画調整第２担当）	命を受けて、企画調整第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
環境対策室	室長補佐	命を受けて、環境対策係長を指揮監督し、その事務を整理する。
連絡調整課	課長補佐（連絡調整第１担当）	命を受けて、連絡調整第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（連絡調整第２担当）	命を受けて、連絡調整第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	命を受けて、連絡調整第３係長及び連絡調整第４

	（連絡調整第３・第４担当）	係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（連絡調整第５担当）	命を受けて、連絡調整第５係長を指揮監督し、その事務を整理する。
移設整備課	課長補佐（移設整備第１・第２担当）	命を受けて、移設整備第１係長及び移設整備第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（移設整備第３・第４担当）	命を受けて、移設整備第３係及び移設整備第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（移設整備第５・第６担当）	命を受けて、移設整備第５係長及び移設整備第６係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（施設整備担当）	命を受けて、施設整備係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（施設整備担当）	命を受けて、施設整備係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設対策計画課	課長補佐（計画調整、事業対策第１担当）	命を受けて、計画調整係長及び事業対策第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（事業対策第２、担当）	命を受けて、事業対策第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（調整交付金・再編交付金担当）	命を受けて、調整交付金係長及び再編交付金係長を指揮監督し、その事務を整理する。
周辺環境整備課	課長補佐（施設対策担当）	命を受けて、施設対策第１係長、施設対策第２係長及び施設対策第３係長及び施設対策第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	課長補佐（障害防止、道路担当）	命を受けて、障害防止係長及び道路係長を指揮監督し、その事務を整理する。
防音対策課	課長補佐	命を受けて、防音第１係長、防音第２係長及び防音第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
住宅防音課	課長補佐（業務委託企画、住宅防音第１・第２担当）	命を受けて、業務委託企画係長、住宅防音第１係長及び住宅防音第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（住宅防音第３４～第６、移転措置担当）	命を受けて、住宅防音第３係長、住宅防音第４係長、住宅防音第５係長、住宅防音第６係長、及び移転措置係長を指揮監督し、その事務を整理する。
調達計画課	課長補佐（総務、企画担当）	命を受けて、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（総合企画担当）	命を受けて、総合企画係を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（総合企画担当）	命を受けて、総合企画係を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第１担当）	命を受けて、計画調整第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第２担当）	命を受けて、計画調整第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第３担当）	命を受けて、計画調整第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	課長補佐（計画調整第４～第１０担当）	命を受けて、計画調整第４係長、計画調整第５係長、計画調整第６係長、計画調整第７係長、計画調整第８係長、計画調整第９係長及び計画調整第１０係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第４～第１０担当）	命を受けて、計画調整第４係長、計画調整第５係長、計画調整第６係長、計画調整第７係長、計画調整第８係長及び計画調整第９係長及び計画調整第１０係を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第４～第１０担当）	命を受けて、計画調整第４係長、計画調整第５係長、計画調整第６係長、計画調整第７係長、計画調整第８係長及び計画調整第９係長及び計画調整第１０係を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第１１担当）	命を受けて、計画調整第１１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第１２担当）	命を受けて、計画調整第１２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（安全対策第１・第２、調整第１～第５担当）	命を受けて、安全対策第１係長、安全対策第２係長、調整第１係長、調整第２係長、調整第３係長、調整第４係長及び調整第５係長を指揮監督し、その事務を整理する。
事業監理課	課長補佐（施設情報管理担当）	命を受けて、施設情報管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（事業監理第１・第２担当）	命を受けて、事業監理第１係長及び事業監理第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（事業監理第３～第５担当）	命を受けて、事業監理第３係長、事業監理第４係長及び事業監理第５係長を指揮監督し、その事務を整理する。

建　築　課	課長補佐 （建築第１担当）	命を受けて、建築第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （建築第２担当）	命を受けて、建築第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （建築第３～第１１担当）	命を受けて、建築第３係長、建築第４係長、建築第５係長、建築第６係長、建築第７係長、建築第８係長、建築第９係長、建築第１０係長及び建築第１１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
土　木　課	課長補佐 （土木第１担当）	命を受けて、土木第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （土木第２担当）	命を受けて、土木第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （土木第３担当）	命を受けて、土木第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （土木第４担当）	命を受けて、土木第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （土木第５～第１２担当）	命を受けて、土木第５係長、土木第６係長、土木第７係長、土木第８係長、土木第９係長、土木第１０係長、土木第１１係長及び土木第１２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （土木第１３担当）	命を受けて、土木第１３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （土木第１４担当）	命を受けて、土木第１４係長を指揮監督し、その事務を整理する。
設　備　課	課長補佐 （設備第１、第２担当）	命を受けて、設備第１係長及び設備第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	課長補佐（設備第３、第４担当）	命を受けて、設備第３係長及び設備第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備第５～第１２担当）	命を受けて、設備第５係長、設備第６係長、設備第７係長、設備第８係長、設備第９係長、設備第１０係長、設備第１１係長及び設備第１２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備第１３～第２２担当）	命を受けて、設備第１３係長、設備第１４係長、設備第１５係長、設備第１６係長、設備第１７係長及び設備第１８係長、設備第１９係長、設備第２０係長、設備第２１係長及び設備第２２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
業務課	課長補佐（総務、渉外、業務、予算・企画調整担当）	命を受けて、総務係長、渉外係長、業務係長及び予算・企画調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（事故補償第１・第２担当）	命を受けて、事故補償第１係長及び事故補償第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（事故補償第３担当）	命を受けて、事故補償第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設補償課	課長補佐（中間補償、特別補償担当）	命を受けて、中間補償係長及び特別補償係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（漁業補償第１・第２担当）	命を受けて、漁業補償第１係長及び漁業補償第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設管理課	課長補佐（行政財産管理担当）	命を受けて、行政財産管理第１係長及び行政財産管理第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	課長補佐（提供管理第１・第２担当）	命を受けて、提供管理第１係長及び提供管理第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（提供管理第３・国有財産台帳担当）	命を受けて、提供管理第３係長及び国有財産台帳係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設企画室	室長補佐（施設企画第１係担当）	命を受けて、施設企画第１係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（施設企画第２係担当）	命を受けて、施設企画第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設取得第１課	課長補佐（賃借契約第１・第２担当）	命を受けて、賃借契約第１係長及び賃借契約第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（賃借契約第３係担当）	命を受けて、賃借契約第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
用地調整室	室長補佐	命を受けて、用地調整第１係長、用地調整第２係長及び用地調整第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設取得第２課	課長補佐（賃借契約第１～第３担当）	命を受けて、貸借契約第１係長、賃借契約第２係長及び賃借契約第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（賃借契約第４・第５担当）	命を受けて、賃借契約第４係長及び賃借契約第５係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設取得第３課	課長補佐（賃借契約第１～第４担当）	命を受けて、賃借契約第１係長、賃借契約第２係長、賃借契約第３係長及び賃借契約第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。

取得補償室	室 長 補 佐	命を受けて、取得第１係長及び取得２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
返還対策課	課 長 補 佐 （返還対策担当）	命を受けて、返還対策第１係長、返還対策第２係長、返還対策第３係長及び返還対策第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課 長 補 佐 （返還措置第１～第３担当）	命を受けて、返還措置第１係長及び返還措置第２係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課 長 補 佐 （返還措置第４担当）	命を受けて、返還措置第３係長及び返還措置第４係長を指揮監督し、その事務を整理する。

別表第３　名護防衛事務所の課の所掌事務（第３条関係）

課	所　掌　事　務
総 務 課	１　訓令第２０９条第１項第１号から第４号まで及び第６号から第２０号まで、第２項第１号及び第２号並びに第５項第７号及び第８号に掲げる事務に関すること。 ２　前各号に掲げるもののほか、名護防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
建 設 課	訓令第２０９条第１項第５号及び第５項第１号から第６号に掲げる事務に関すること。

別表第４　係の所掌事務（第４条関係）

課	係	所　掌　事　務
総 務 課	業務係	１　訓令第２０９条第１項第１号、第３号、第４号及び第６号から第１３号に掲げる事務に関すること。 ２　分任支出負担行為担当官に係る事務の一部を処理する職員その他の会計事務担当職員の任免に関すること。 ３　名護防衛事務所の物品管理に関すること。 ４　名護防衛事務所の庁舎の営繕に関すること。 ５　その他総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	施設係	訓令第２０９条第１項第２号及び第１４号から第２０号に掲げる事務に関すること。
	経理係	１　名護防衛事務所の所掌に係る経費に関すること。 ２　名護防衛事務所の所掌に係る経費の支出負担行為に関する審査に関すること。 ３　歳入歳出外現金の出納保管に関すること。 ４　有価証券取扱主任官の取り扱う有価証券に関すること。
	契約係	建設工事等に伴う契約に関すること。
	契約審査係	建設工事等に係る契約審査に関すること。
建 設 課	計画調整係	１　訓令第２０９条第１項第５号及び第５項第１号から第６号に掲げる事務に関すること。 ２　建設課の所掌事務に関する連絡調整に関すること（環境安全管理係の所掌に属するものを除く。）。 ３　その他建設課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	環境安全管理係	建設工事及び調査の安全の確保に関すること。
	環境評価係	建設工事の実施による環境への影響の評価及び環境の保全に関すること（環境調査係の所掌に属するものを除く。）。

安全対策第１係	建設工事の工事用地等の確保の安全対策に関すること。 （課長が指定する事項に限る。）
安全対策第２係	安全対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
安全対策第３係	安全対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
安全対策第４係	安全対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
安全対策第５係	安全対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
安全対策第６係	安全対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
安全対策第７係	安全対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
安全対策第８係	安全対策第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
建築第１係	１　建築工事費の積算に関すること。 ２　建築工事の設計に関すること。 ３　建築工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。 ４　建築工事に関する調査及び研究に関すること。 （課長が指定する事項に限る。）
建築第	建築第1係の所掌事務に同じ。

	２係	（課長が指定する事項に限る。）
	建築第３係	建築第1係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
	土木第１係	１　土木工事費の積算に関すること。 ２　土木工事の設計に関すること。 ３　土木工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。 ４　土木工事に関する調査及び研究に関すること。 （課長が指定する事項に限る。）
	土木第２係	土木第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
	土木第３係	土木第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
	土木第４係	土木第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
	土砂調達係	土砂の調達に関すること。
	環境調査係	建設工事に伴い実施する環境についての調査の監督及び検査に関すること。
	設備第１係	１　設備工事費の積算に関すること。 ２　設備工事の設計に関すること。 ３　設備工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。 ４　設備工事に関する調査及び研究に関すること。 （課長が指定する事項に限る。）
	設備第２係	設備第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）
	設備第３係	設備第１係の所掌事務に同じ。 （課長が指定する事項に限る。）

別表第５　課長補佐の職務（第５条関係）

課	区　分	職　　務
総 務 課	課長補佐（業務、施設、経理担当）	命を受けて、業務係長、施設係長、経理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（契約、契約審査担当）	命を受けて、契約係長、契約審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建 設 課	課長補佐（計画調整、環境安全管理、環境評価、安全対策担当）	命を受けて、計画調整係長、環境評価係長、環境安全管理係長、安全対策第１係長、安全対策第２係長、安全対策第３係長、安全対策第４係長、安全対策第５係長、安全対策第６係長、安全対策第７係長及び安全対策第８係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（建築担当）	命を受けて、建築第１係長、建築第２係長及び建築第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（土木、土砂調達、環境調査担当）	命を受けて、土木第１係長、土木第２係長、土木第３係長、土木第４係長、土砂調達係長及び環境調査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備担当）	命を受けて、設備第１係長、設備第２係長及び設備第３係長を指揮監督し、その事務を整理する。